

土浦税務署からのお知らせ

所得税・消費税の申告相談は**2月18日(月)～3月31日(月)の間、税務署会議室（3号館）**で行います。
(土・日・祝日は2月24日(日)、3月2日(日)のみ行いますが、当日の現金納付は取り扱いません。)

- ・受付時間は午前9時～午後5時です。
- ・所得税の申告期限は**3月17日(月)まで**
消費税の申告期限は**3月31日(月)まで** になります。
- ・駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮ください。

◆問い合わせ先

土浦税務署個人課税部門
(土浦市城北町4-15)
☎ 029-822-3516

給与所得者および年金所得者の還付申告説明会について

確定申告期間中の申告会場は、大変混雑します。説明を聞きながら確定申告書が作成できますので、住宅借入金等特別控除を受けられる方はぜひこの説明会をご利用ください。

| 開催市町村 | 開催日 | 開催場所 | 受付時間と対象者 | |
|---------|---------|-----------------|--------------------------------------|------------|
| | | | 午前9時30分～10時 | 午後1時～1時30分 |
| つくば市 | 2月4日(月) | 莖崎公民館2階大会議室 | 給与・年金所得のみの者で、還付申告(中途退職・医療費控除)を受けられる方 | |
| | 2月5日(火) | 市民ホールやたべ2階第1会議室 | 年末調整済給与所得者で住宅借入金等特別控除を受けられる方 | |
| | 2月6日(水) | 桜庁舎4階第4会議室 | | |
| つくばみらい市 | 2月7日(木) | 谷和原公民館 | 年末調整済給与所得者で住宅借入金等特別控除を受けられる方 | |
| | 2月8日(金) | | | |

還付申告の際にお持ちいただくもの

◎共通して必要なもの

- ①平成19年分の給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本)
- ②認印
- ③申告される方の預貯金口座番号(還付金の受取先)のわかるもの

○医療費控除の申告をされる方

- ①平成19年中に支払った医療費の領収書(事前に支払金額の集計をしておく)
- ②保険金などで補てんされる金額のわかるもの

○住宅借入金等特別控除の申告をされる方

- ①住民票の写し
- ②家屋の登記簿謄(抄)本または登記事項証明書
- ③請負契約書または売買契約書など、家屋の取得価額・増改築費用を明らかにできる書類(写し)
- ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ⑤敷地も同時購入の場合は、敷地の登記簿謄(抄)本または登記事項証明書および敷地の売買契約書など敷地の取得価額を明らかにできる書類(写し)
- ⑥増改築の場合は、上の①～⑤のほかに建築確認済証の写しまたは増改築等工事証明書

○年末調整を受けていない方や公的年金を受給している方

- ①社会保険料(国民健康保険など)の支払金額がわかる書類(国民年金保険料の場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の提示または添付が必要)
- ②生命保険料、地震保険料(従前の長期損害保険料を含む)の所得控除証明書など

